

建設キャリアアップシステム (CCUS) の普及促進に向けて ～「CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画」の状況～

国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材） 付

1. はじめに

建設業は，社会資本の整備・管理の担い手であるとともに，災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。

一方，就労条件や他産業と比した賃金水準の低さなどを背景に就業者数の減少が続いており，建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするため，担い手確保に向けた取組を強化することが急務となっています。

建設キャリアアップシステム（以下，「CCUS」という）は，建設技能者の資格や現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し，それを活用することによって，技能と経験に応じた適切な処遇につなげようとするものであり，持続的な担い手確保に向けて非常に重要な取組です。

CCUS の普及拡大に向けて，令和 6 年 7 月に「CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画」を公表したところであり，本稿では，本計画策定から約 1 年半経過したことを踏まえ，主な施策について解説します。

2. CCUS のねらい

建設業は他産業に比べて高齢化が進展しており，建設業が引き続き優良な社会資本整備・管理の担い手としての機能を担うためには，これまで以上に若年者に選択される環境を整備することが必要であり，建設業への若者の入職を進めるためには，将来的な処遇やキャリアパスを見える形で示す必要があります。

一方で，建設技能者は異なる現場で経験を積み，また一人一人の能力が統一的に把握・評価される環境が存在せず，経験や技能の向上が処遇につながりにくい現状がありました。

こうした技能者の働き方の特徴を踏まえた上で，建設業を，一人一人の技能者が経験と技能に応じた処遇が受けられ，これから入職する若い世代がキャリアパスの見通しが持てる産業としていくために，技能者の本人情報等の真正性を確保するとともに，業界全体で技能者の就業履歴を蓄積し，技能者の処遇改善につなげる仕組みとして，CCUS が整備されました。

CCUS の運用開始により，技能者は技能や経験に見合った適正な評価を受け，処遇へ反映されることが期待されるほか，建設業に再入職する際などに，自身の技能や経歴を簡易に証明することが

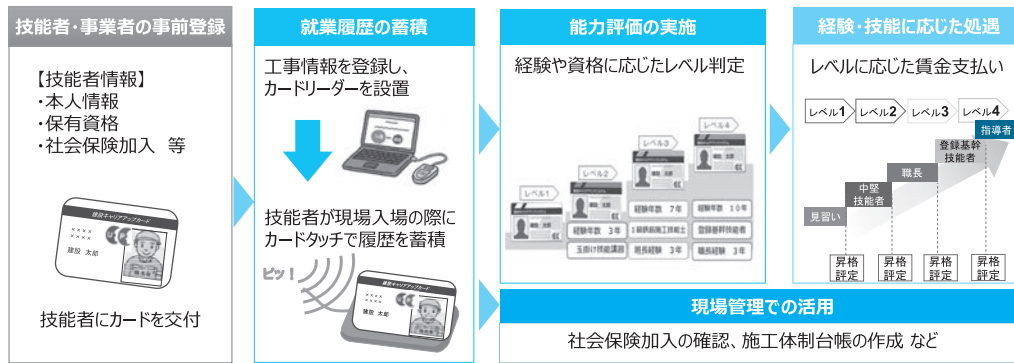


図-1 建設キャリアアップシステムの概要

可能となりました。

また、事業者は、現場入場する技能者の就業状況や、社会保険加入状況等を簡易に確認することが可能となりました（図-1）。

3. CCUSの進展状況

CCUSは平成31年4月の本格運用開始から約7年経過し、令和7年11月時点で技能者登録が176万人、事業者登録が30万業者を超えるなど、システムの普及拡大に優先的に取り組んできたところです（図-2）。

4. 「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」策定の背景、趣旨

登録の進捗は一定程度進んでいますが、CCUSが処遇改善や業務効率化につながった実感をまだ得られないという声もいただいているところであり、CCUSのさらなる普及拡大を図るためには、CCUSの利用によるメリットが実感できることが重要であり、処遇改善や業務効率化につながる取組を一層拡大していく時期にきています。そのため、令和6年度からの3か年を「メリット拡大フェーズ」と位置付け、官民一体となって取り組む施策をまとめた「CCUS利用拡大に向けた3か年

技能者の登録数

176万人が登録

※労働力調査(R6)における建設業技能者数：300万人

事業者の登録数

30.5万社が登録

※うち一人親方は10.6万社

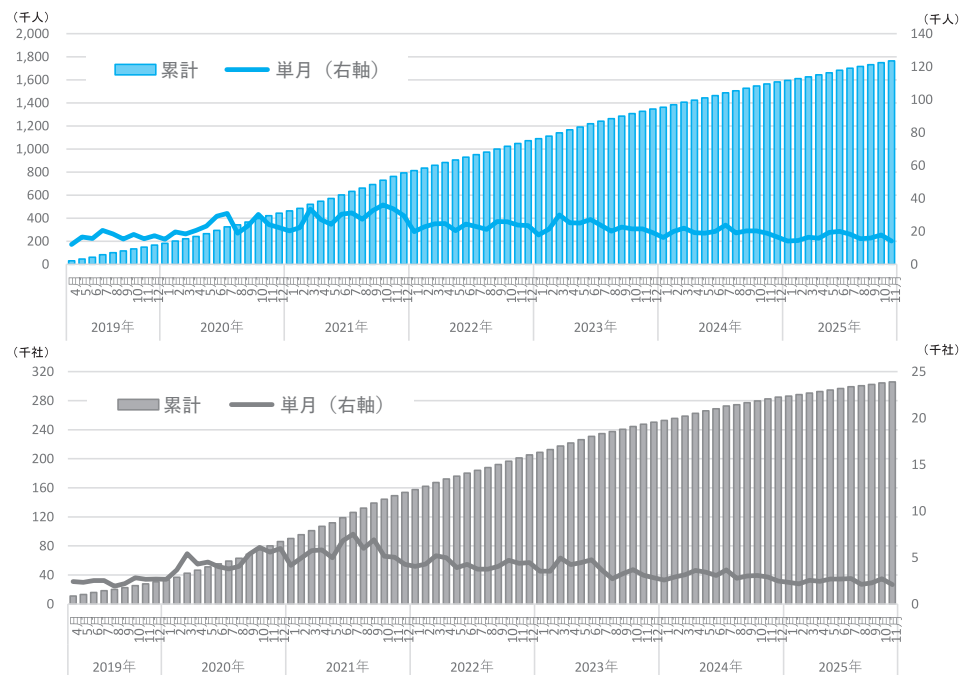
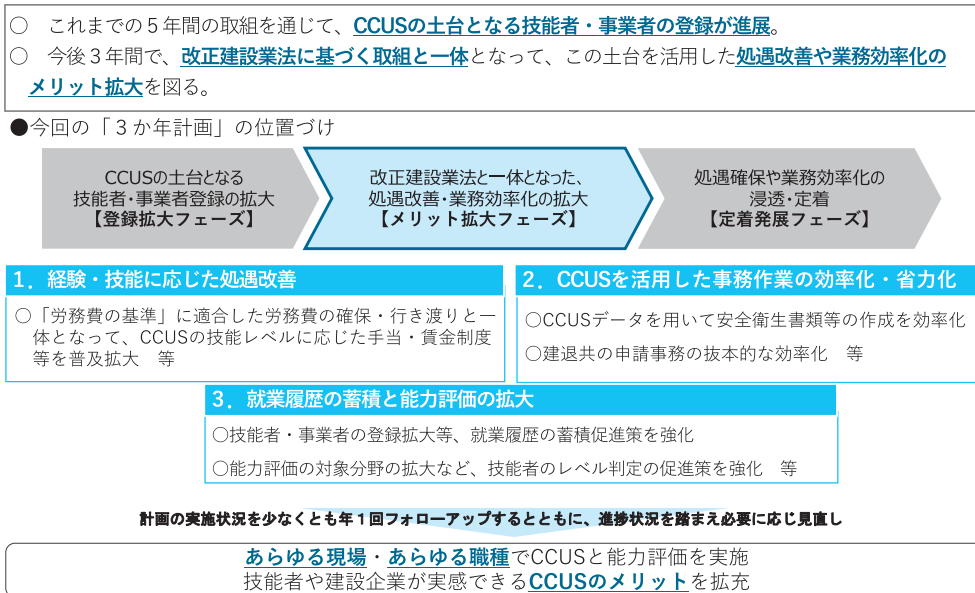


図-2 CCUSの利用状況



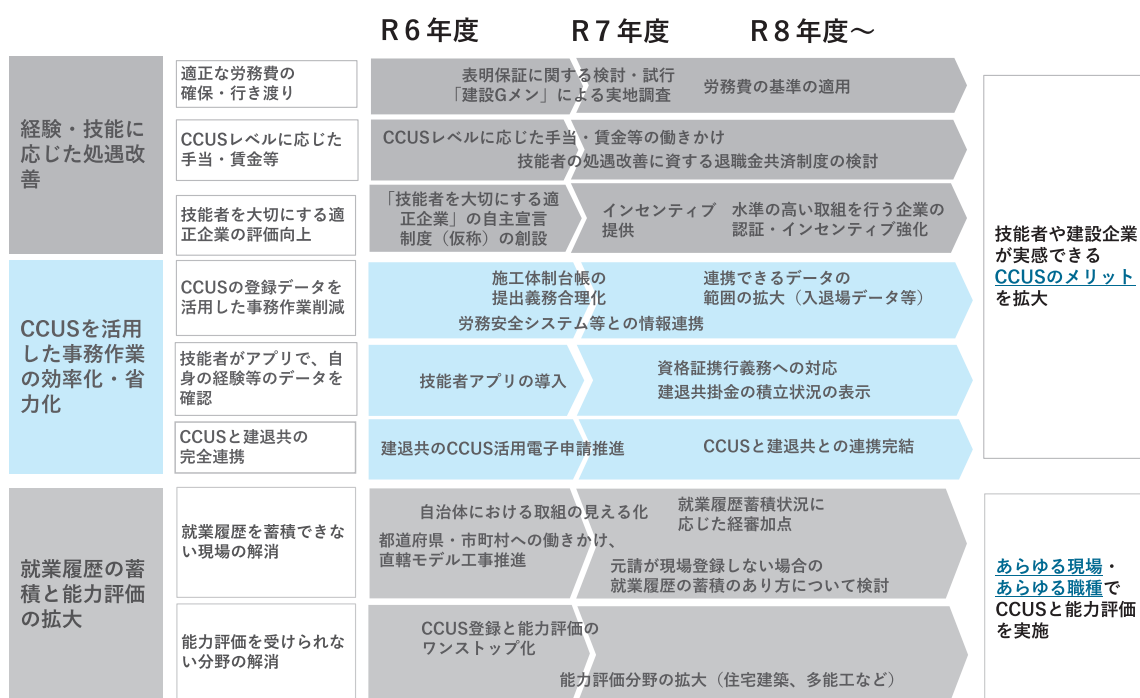
図－3 CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

計画」（以下、「本計画」という）を令和6年7月に公表しました（図－3）。

5. 本計画の施策の進捗

本計画では、施策を大きく3つの柱に分け、ま

とめています。具体的には、CCUSのメリットである「経験・技能に応じた処遇改善」、「CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化」、そして、それらのメリットを享受するための前提となる「就業履歴の蓄積と能力評価の拡大」です（図－4）。次に、それぞれの柱に掲げる主な施策進捗を見ていきます。



図－4 CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）

(1) 経験・技能に応じた処遇改善

まず、「経験・技能に応じた処遇改善」での施策として、「労務費の基準の適用」および「技能者を大切にする適正企業の自主宣言制度（仮称）の創設」ならびに「インセンティブ提供」を解説します。

まず「労務費の基準の適用」についてです。令和6年通常国会において成立し、昨年12月に全面施行された改正建設業法に基づき、中央建設業審議会から「労務費に関する基準」が勧告されました。「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善を通じた担い手確保、ひいては建設業としての持続性確保を目指し、技能者に適正な賃金が支払われるようにするため、建設工事の請負契約において、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含め、適正な賃金の原資（労務費）が確保されるようにするための制度です。

労務費に関する基準においては、まず、建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより、他産業並み以上の水準への処遇改善の実現を目指すこととされました。

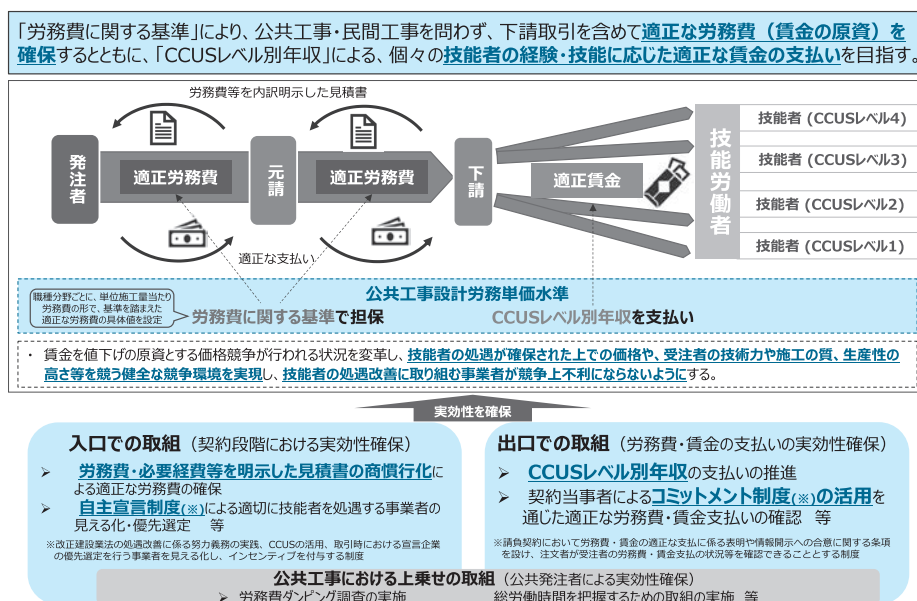
この際、「適正な賃金」として、公共工事設計

労務単価水準が技能者に支払われた場合の年収ベースでの賃金水準であり、かつ、技能者の技能・経験（CCUS の能力評価レベル）に対応した形で示されている「CCUS レベル別年収」が位置付けられるなど、CCUS レベル別年収や、その前提となる CCUS の能力評価システムの建設業行政における位置付けがより明確なものとなりました。

今後、各建設業者においては、技能者に CCUS レベル別年収を支払えるよう、支払うべき賃金から逆算した適正な労務費を請負契約において確保していく必要があります（図－5）。

また、前述した「技能者を大切にする適正企業の自主宣言制度（仮称）」の正式名称は「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」となり、建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上はかえって不利になるおそれもあることから、技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度として、令和7年12月12日から開始しています。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を行うインセンティブとしては、宣言した内容を国土交通省のホームページに掲載することにより、



図－5 労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ

- 自主宣言制度とは、建設企業が技能者の処遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。
- 自主宣言制度は令和7年12月12日より申請受付開始

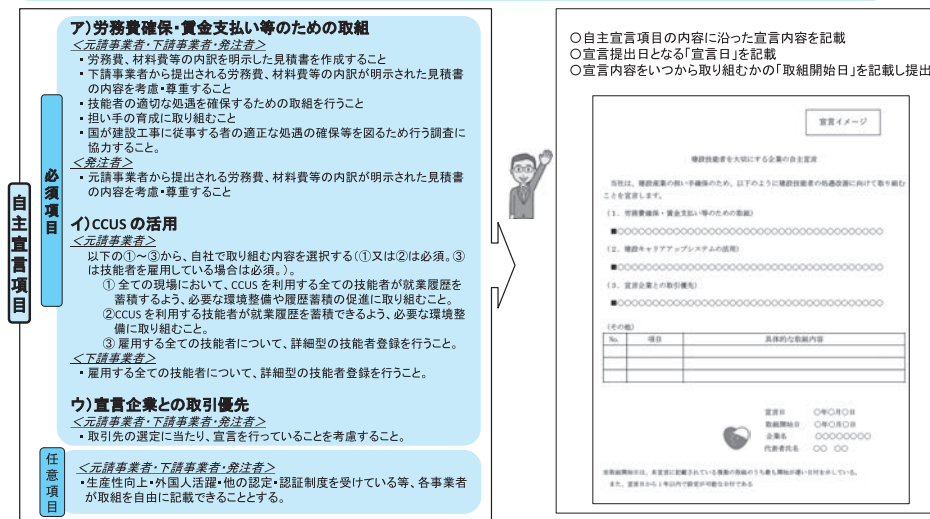


図-6 「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況に関する評価項目の追加方針

宣言企業が就業者に選ばれ、事業活動に必要な就業者を安定的に確保したり、取引先として選ばれる一助になることを意図しています(図-6)。

(2) CCUS を活用した事務作業の効率化・省力化
「CCUS を活用した事務作業の効率化・省力化」では、「CCUS と建退協との連携完結」の進捗を解説します。

建退共との連携について、令和7年10月より前は、建退共の電子申請にCCUSの就業履歴情報を活用する際には、いったん電子申請用の専用

ツールに就業履歴情報を取り込み、専用ファイルを別途作成の上、建退共の電子申請サイトに登録する必要がありました。令和7年10月以降はこの作業を簡略化し、CCUSの就業履歴情報を1回設定さえ行えば建退共の電子申請サイトへ登録できるようにし、事務の効率化を図っています。

また、技能者の利便性向上に係る取組として、CCUS登録技能者向けスマホアプリ「建キャリア」にて建退共掛金の積立状況や退職金の目安も確認できるため、CCUSの利用がより身近に感じられるようになります(図-7)。

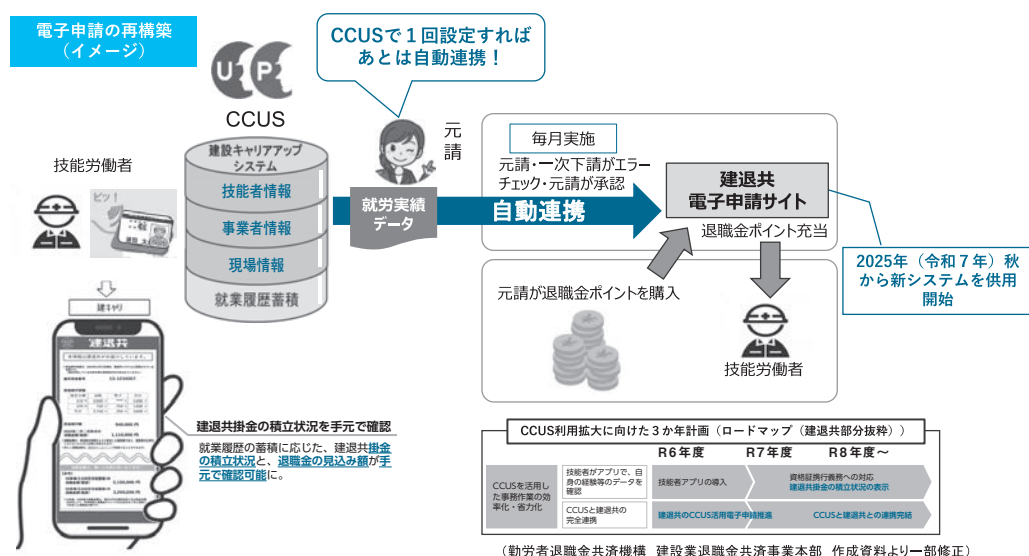


図-7 建退共とCCUSのさらなる連携

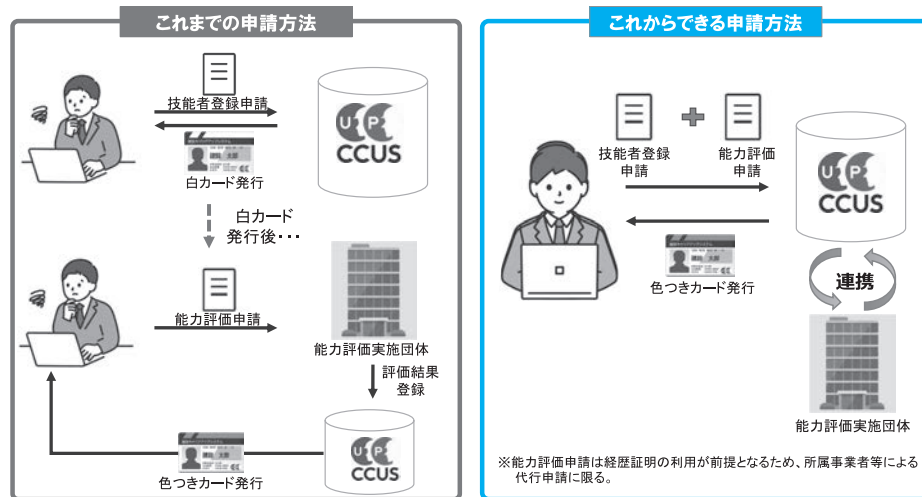


図-8 CCUS 技能者登録と能力評価手続のワンストップ化

(3) 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

「就業履歴の蓄積と能力評価の拡大」では、「CCUS 登録と能力評価のワンストップ化」の進捗を解説します。

「CCUS 登録と能力評価のワンストップ化」については、令和7年3月までは、技能者がCCUSカードを取得するために一度取得のための申請を

してCCUSカード（白カード）を取得した後に、能力評価の申請を別途、能力評価実施団体に行い、レベルに応じたCCUSカード（青，銀，金カード）を取得する必要がありました。

令和7年3月以降はCCUSカードを取得するための申請と同時にレベルに応じたカードを申請することが可能となり、2度申請する必要がなくなりました（図-8）。

また、能力評価を行うための申請手数料4,000円（ワンストップ申請の場合は3,000円）を全額支援するキャンペーンを一般財団法人建設業振興基金が実施しています。

令和8年3月31日までの時限措置となっていますので、この機会に能力評価の申請を進めるようお願いします（図-9）。

建設キャリアアップシステム登録技能者・登録事業者の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料を**時限的に全額支援**します！
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う期間
・2025年8月1日(金)から2026年3月31日(火)まで
※申請日基準となります

○対象者
・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方
※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

○対象となる能力評価
・全ての能力評価分野が対象(レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲
・能力評価申請に係る手数料4,000円
※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円
※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外

○全額支援を活用した申請方法
・能力評価実施団体への申請自体は従来通り
・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要
※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り
※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要
ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付

申請方法の詳細については、各能力評価実施団体にお尋ねください

能力評価分野及び申請先については、右のQRコードよりご確認ください
(QRコード:国土交通省HP)

一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部

図-9 能力評価申請手数料全額支援について

6. おわりに

本計画の目標に掲げる、あらゆる現場でCCUSが利用され、あらゆる職種で能力評価が受けられる環境の構築と、技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットの拡充を目指し、今後も施策の具体化を進めてまいります。